

庁舎整備に関する特別委員会
令和6年1月31日

庁舎整備（案）の説明について

資料1 市役所機能段階的整備案（概要）

資料2 市役所機能段階的整備案（概略図）

市役所機能段階的整備案（概要）

1 整備案の考え方

- ・喫緊の課題となっている、耐震性が確保できていない本館、及び新館の対応を優先し、第一段階として整備。（第1ステップ）
- ・物価高騰（建設コスト約3割アップ）など事業環境の変化や将来的な不透明感を踏まえ、第1ステップ（本館・新館）、第2ステップ（それ以外）と段階的に整備する。
- ・そのため、新拠点ゾーン南側国有地を早期取得する。

2 整備案の内容（※敷地内配置等については、資料2参照）

第1ステップ

- ①新拠点ゾーン南側国有地に約2万㎡の新庁舎を建設し、現本館、現新館分のスペースを確保。
- ②機能移転後、現本館・新館は供用終了。
- ③現庁舎のうち、一定の耐震性が確保されている議会棟と別館は、そのまま使用。

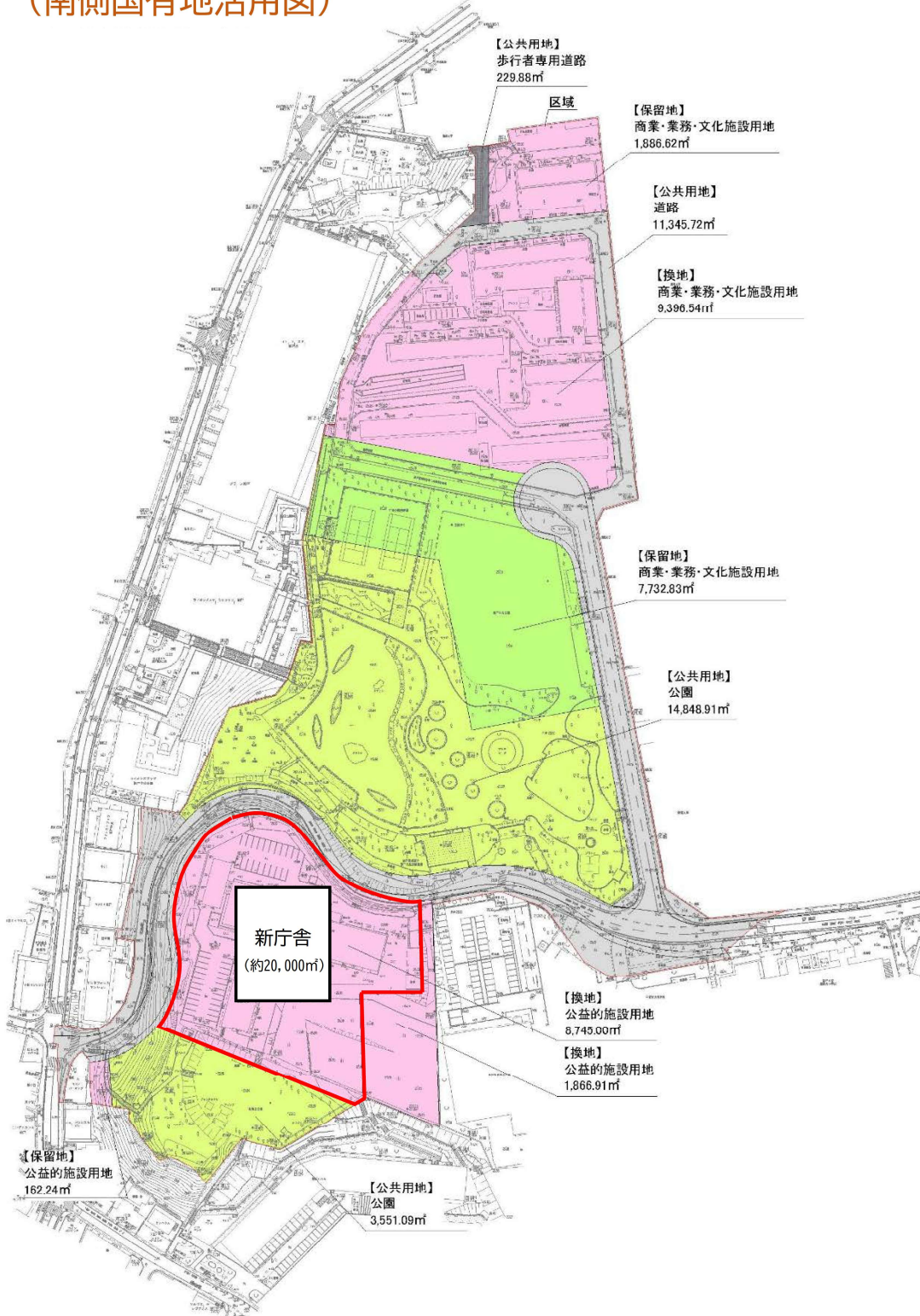
※新庁舎と現庁舎の具体的な機能分担については、新庁舎の基本計画の中で検討・決定する考え。

第2ステップ

- ・本館・新館以外の庁舎の整備方針については、他の公共施設の整備方針と併せて検討する。

市役所機能段階的整備案（概略図）

（南側国有地活用図）



（現庁舎用地活用図）

